

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	
税 目	所得税 （租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5） 法人税 （租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124）	
要 望 の 内 容	【要望事項】 適用期限を 2 年延長する。 【制度概要】 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ▲30,500 百万円） （ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成31年10月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、こうした中で、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であり、本措置による減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減は不可欠である。

中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることが必要である。

<参考1> 中小企業における経理人数

平成20年：約2.7人

平成29年：約1.8人（▲0.9人）

（出典）

「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）、「中小企業アンケート調査」（中小企業庁）より算出。

<参考2> 中小企業の従業員数過不足DIの推移

平成26年			平成27年			
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
▲10.0	▲11.7	▲12.5	▲11.9	▲11.2	▲12.9	▲14.6
平成28年			平成29年			
1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
▲14.0	▲13.3	▲15.3	▲16.2	▲17.1	▲18.1	

（出典）「中小企業景況調査」（中小企業庁）

<参考3> 中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況

個人事業主：平成28年：31.6%（対前々年比 +0.4ポイント）

法人：平成29年：84.7%（対前々年比+1.7ポイント）

（出典）

個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省）

法人：「中小企業アンケート調査」（中小企業庁）

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		政策の達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業（従業員数20名未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20名未満の企業を小規模企業とする。）をメルクマールとする。 個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。 また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年（平成32年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割、及び従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合9割への到達を目指す。
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主（従業員数20名未満） 平成20年 28.5% 平成22年 27.6% 平成24年 30.8% 平成26年 31.2% 平成28年 31.6% ・ 法人（従業員数20名未満） 平成20年 75.1% 平成22年 64.9% 平成24年 70.0% 平成27年 83.0% 平成29年 84.7% <p>（出典） 個人事業主：「個人企業経済調査」総務省 法人：「中小企業アンケート調査」（中小企業庁）</p>	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成30年度 541,690社（法人）、57,170者（個人） 平成31年度 560,107社（法人）、59,114者（個人）
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		本措置により、中小企業における事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されており、また、中小企業における減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担軽減、事業効率の向上等が図られている。	
性 相 当	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>																							
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>																							
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、少額減価償却資産の損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られることから、措置として妥当である。</p> <p>また、「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.11%増加することが分かる。</p> <p>$LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 3.89 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.22D(\text{建設業}) + 0.03D(\text{製造業}) - 0.08D(\text{情報通信業}) - 0.07D(\text{運輸業}) + 0.45D(\text{卸売・小売業}) + 0.37D(\text{不動産業}) - 0.12D(\text{飲食業}) - 0.15(\text{宿泊業}) - 0.41D(\text{教育・学習支援業}) - 0.08D(\text{その他サービス業})$</p> <p>(備考) 補正 R2=0.32</p>																						
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○少額減価償却資産の特例の利用業種(平成27年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>18.2</td> <td>14.9</td> <td>3.5</td> <td>8.0</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>7.7</td> <td>4.7</td> <td>28.8</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	割合(%)	7.7	4.7	28.8	1.6
	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																		
	割合(%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4																		
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																				
割合(%)	7.7	4.7	28.8	1.6																				
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第67条の5、第68条の102の2 ② 適用件数：489,992件 ③ 適用額：2,768億円</p>																							
<p>租税特別措置の適用による効果</p>	<p>本措置は、少額減価償却資産の損金算入を認めることによる事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本措置創設以降、例えば、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は着実に上昇している。</p>																							

(手段としての有効性)		<p><パソコン利用割合推移（従業員数 20 名未満の個人事業主）> 平成 15 年（措置創設時） 19.6% 平成 28 年 31.6%</p> <p>（出典）「個人企業経済調査」（総務省）</p>
前回要望時の達成目標		<p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業（従業員数 20 人未満の企業での経理人員は 1.4 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満の企業を小規模企業とする。）をメルクマールとして、個人事業主に関しては、平成 30 年度に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 30 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		<p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる。しかし、中小企業は、消費税率の引上げ等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p><従業員 20 名未満の企業におけるパソコン利用状況> ・個人事業主 平成 28 年：31.6% ・法人 平成 29 年：84.7%</p> <p>（出典） 個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省） 法人：「中小企業アンケート調査」（中小企業庁）</p>
これまでの要望経緯		<p>平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで）</p>